

## 第 2 章

# 第 2 期計画の概要とふりかえり

**※15 ページからの【推進項目】(主な取組)の説明**

<市>……………市が実施（主催）したもの

<市・市社協>…市と市社会福祉協議会が共同で実施（共催）したもの

<市社協>……………市社会福祉協議会が実施（主催）したもの

## 第2期計画の概要とふりかえり

第2期計画では、基本目標に「Ⅰ 地域で支えあい助けあうまちづくり」「Ⅱ みんながふれあい住みよいまちづくり」「Ⅲ 自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、その実現を図るため、それぞれの基本目標に具体的目標と推進項目を設定し、地域福祉推進に取り組んできました。

具体的目標ごとの実施状況と成果及び課題は次のとおりです。

### ●基本目標Ⅰ 地域で支えあい助けあうまちづくり

#### 具体的目標1 福祉を担うひとづくり

小中学校等の教育機関や家庭、地域における福祉教育、ボランティア学習・体験を通じて、地域福祉の担い手育成に努めました。

##### 【推進項目】（主な取組）

- ① 市立幼稚園・小・中学校での福祉教育の実施、公民館等でのボランティア体験<市>
- ② 認知症サポーター養成講座<市>
- ③ 地域福祉学習会の開催<市社協>
- ④ 地域福祉活動推進者の育成<市社協>
- ⑤ ボランティア体験学習会の開催<市社協>



##### （成果）

- 全ての市立幼稚園、小・中学校のカリキュラムに福祉に関する学習やボランティア体験を取り入れ、「思いやり」「社会との関わりの大切さ」等の心の育ちが見られました。
- 様々な方を対象に認知症サポーター養成講座を行い、認知症に関する正しい知識の普及啓発が図られました。
- 地域福祉教育は、小地域福祉活動のパンフレットを活用した説明や、地元で行われている活動を写真紹介し、福祉活動の大切さの理解につながりました。

##### （課題）

- 市民の福祉に対する意識は徐々に高まってきてはいますが、福祉活動への参加には偏りが見られ、まだまだ十分といえない状況です。今後も、福祉教育の継続やフォーラムの開催など、福祉への理解促進に向けた取組が必要です。
- 自治会役員やボランティアの地域福祉活動における担い手不足はどの地域でも課題となっており、地域で活躍できる担い手の発掘・育成について、継続して取り組んでいく必要があります。

## 具体的目標 2 支えあう地域づくり

震災で失われたコミュニティの再生と、地区社協が実施するコミュニティやネットワーク強化の活動を支援し、互いに支えあう地域づくりに努めました。

### 【推進項目】（主な取組）

- ① 被災者支援事業（「絆再生」事業、生活援助員〔LSA〕事業他）＜市・市社協等＞
- ② 地域包括ケアシステムの構築＜市・市社協等＞
- ③ 地区社会福祉協議会活動支援事業＜市社協＞
- ④ 災害公営住宅内コミュニティ構築支援事業＜市社協＞



### （成果）

- 東日本大震災後、応急仮設住宅や災害公営住宅入居者への巡回訪問等による見守りや、被災者の生活再建・自立支援、更には被災者と地域コミュニティとのつながりの支援により、安心した生活を送ることができ、生活再建が進みました。
- 保健医療福祉の関係団体、住民団体、企業など74団体で構成する気仙沼市地域包括ケア推進協議会が作成したアクションプラン（行動計画）の取組により、関係団体の連携の強化と、地域ぐるみの支えあいの体制づくりが推進されました。
- 16地区社協圏域ごとに市社協職員を地域支え合い推進員として配置し、それぞれの地域に積極的に出向き、地域福祉の向上に資する体制づくりができました。

### （課題）

- 住宅再建又は災害公営住宅へ入居した被災者と既存住民の交流を促進し、コミュニティの形成と強化を図ることが必要です。
- 医療、介護、生活支援等が一体的に提供される「地域包括ケア」の体制充実が必要です。
- 地域共生社会の実現に向けて、関係する機関、団体を巻き込んだ小地域ネットワーク構築への取組が必要です。

### 具体的目標3 ボランティア・市民活動団体等の支援

地区ごとにボランティア担当職員を配置し、組織化と機能の充実に努めました。また、災害ボランティアセンター運営訓練等で連携意識の高揚と機能強化を図りました。さらに、ボランティアの養成や市民活動団体等の活動の充実に支援しました。

#### 【推進項目】（主な取組）

- ① ボランティア養成・育成活動費補助<市>
- ② ボランティア担当職員の配置による地区ボランティア活動の助長<市・市社協>
- ③ 災害ボランティアセンタースタッフ養成研修<市社協>
- ④ ボランティア養成講座・フォローアップ講座<市社協>



#### （成果）

- ボランティア保険加入費用を補助することで、安心・安全に活動できる環境が整い、登録者数が増加しました。
- 市民活動団体への情報提供や各種講座の開催等により、各団体が活動しやすい環境づくりを進め、団体活動の活性化が図られました。
- 16地区社協圏域ごとにボランティア担当職員を配置し、地元で行われている様々な活動の発掘・見える化を行い、住民同士による活動の相互理解と活動への支援体制づくりができました。

#### （課題）

- 市民へのボランティアに対する理解促進を図るとともに、ボランティア養成活動の継続的な実施が必要です。
- 今後の災害に備え、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の継続的な実施が必要です。
- 地域での生活課題や福祉課題が多様化し、生活支援を必要とする人が増加する中で、ボランティアや市民活動、事業者の社会貢献等に今後大きな役割が期待され、その自発的な活動の継続・発展に向けた支援が必要です。

## ●基本目標Ⅱ みんながふれあい住みよいまちづくり

### 具体的目標1 地域における交流機会の拡大

誰でも気軽に交流できる場づくり、文化・スポーツ交流・各種講座の開催などの交流機会の設定等を通じて、多様な交流の場の創出に努めました。

また、東日本大震災により転居した方々の新たなコミュニティ活動の推進を図りました。

#### 【推進項目】（主な取組）

- ① 市民運動会、世代間交流事業<市>
- ② 介護予防サポーター養成事業<市>
- ③ メンタルヘルス交流会<市>
- ④ 在留外国人ネットワーク交流事業<市>
- ⑤ 地域における交流会・研修会の開催<市社協>
- ⑥ 福祉学習等への講師派遣<市社協>
- ⑦ 活動助成金の周知<市社協>



#### （成果）

- 公的な機関（公民館等）が主体となって、地域住民相互の親睦や世代間交流の場の実現が図られました。
- 介護予防サポーター養成講座の受講者を対象にフォローアップ講座を開催し、地域で活動できるサポーターの育成に努めました。
- 地域での交流会等への参加協力及び側面的支援を行いながら、住民主体の活動が継続できるよう相談・支援に努めました。
- 多様な交流の場の開催支援として、団体等に対し各種助成事業の周知と申請手続きの協力を行うことにより、交流事業の充実とコミュニティづくりにつながりました。

#### （課題）

- 交流機会の設定は、多様なニーズに対応できる柔軟な考えで、取り組みを進める必要があります。
- 東日本大震災後の新たなコミュニティづくりを目指し交流会等を開催していますが、近隣での支えあいの関係性構築までには時間を要することから、継続した支援が必要です。

## 具体的目標2 地域で支えあう手づくり福祉サービスの充実

地域における子育て支援の充実，避難行動要支援者支援の推進等を通じ，身近な課題を地域で支援し，多様な福祉ニーズへきめ細かく対応できる活動の支援を行いました。

### 【推進項目】（主な取組）

- ① 保健推進員，食生活改善推進員等の活動支援＜市＞
- ② 子育て世代包括支援センター事業＜市＞
- ③ 災害時要援護者名簿の提供／避難支援個別計画の策定＜市＞
- ④ 地域福祉推進フォーラムの開催＜市・市社協＞
- ⑤ ヘルプカード（あんしんカード）作成と配付事業＜市・市社協＞
- ⑥ 子どもわくわく広場の開催＜市社協＞
- ⑦ 小地域福祉活動の推進＜市社協＞



### （成果）

○子育て世代包括支援センターでは，妊娠期から子育て期にわたる様々な相談への切れ目のない支援と，子育て支援団体等とのネットワークづくりに取り組みました。

また，交流事業を地域関係者や子育て支援団体等との連携のもと開催しました。

○避難行動要支援者名簿を自治会等へ提供し，避難支援個別計画の策定に向け説明会等を開催しました。

○あんしんカードについては，外出中の緊急時や災害時に対応できるよう，身に着けられるサイズの「ヘルプカード」として作成し，配付・啓発を行いました。

○小地域福祉活動の推進に向け，モデル地区社協を指定し，住民が元気に活躍できる地域づくりと支えあい活動の充実・強化が図られました。

### （課題）

●地域福祉活動への理解を深めるため，地域福祉推進フォーラムを関係団体等と連携し開催する必要があります。

●避難行動要支援者の支援は，自治会，自主防災組織，民生委員・児童委員等との積極的な意見交換の機会を持ち，住民の防災・減災への意識向上を図る必要があります。

●子育て支援事業については交流イベント等を通じ，地域の関係者等と更なる連携を図りながら，地域で子どもを育てていく取組を推進する必要があります。

●地域で支えあう小地域福祉活動の取組が，災害時の避難行動支援にも生かせることから，普段からの小地域福祉活動のより一層の理解と推進を図る必要があります。

### 具体的目標3 心が通う住みよいまちづくり

健康づくり・介護予防の推進、バリアフリー促進、商店・事業所等での福祉活動の促進を通じて、福祉を含めた、まち全体の住みよさをつくる取組を進めました。

#### 【推進項目】（主な取組）

- ① 健康フェスティバル、心のケアに関する講演会・研修会〈市〉
- ② 移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業〈市〉
- ③ 災害公営住宅整備促進〈市〉
- ④ 介護予防事業〈市・市社協〉
- ⑤ 視覚障害者交流事業〈市社協〉
- ⑥ 在宅ふれあい型交流事業〈市社協〉



#### （成果）

- 生活機能の維持・向上を図るために、各地域で介護予防に関する健康教室や、介護予防講座を開催しました。
- 視覚に障害のある方へのボランティア講座開催により、視覚障害者介添人（ガイドヘルパー）登録者が増え、サービスの充実と社会参加の促進に繋がりました。
- 障害福祉事業所において、障害のある方が、買い物や祭り等地域に出る機会を増やすことで、地域の商店や住民との交流が図られ、相互理解が促進されました。

#### （課題）

- 障害のある方への理解を得るため、心のバリアフリーを推進する取組が必要です。
- 地域での福祉課題を解決する取組として、商店や事業所、団体等、さまざまな社会資源の特性を活かし、地域が一つとなった福祉の地域づくりを推進する必要があります。

## ●基本目標Ⅲ 自分らしく安心して暮らせるまちづくり

### 具体的目標 1 情報提供・相談対応の充実と福祉サービス利用支援

相談窓口の整備及び相談員の技能向上，情報・機関のネットワーク化，支援を必要とする人の早期発見・早期支援等を通じて，行政の各分野や社協の相談機能充実等に取り組みました。

#### 【推進項目】（主な取組）

- ① 生活困窮者自立相談支援事業〈市〉
- ② 障害者地域自立支援協議会開催，相談支援事業実施〈市〉
- ③ 総合相談事業〈市〉
- ④ 生活支援体制整備事業〈市・市社協〉
- ⑤ ふれあい相談センター事業〈市社協〉
- ⑥ 地域住民懇談会〈市社協〉



#### （成果）

- 生活困窮者，障害者，高齢者からの各種相談に対応するための窓口の設置や，協議会での関係者間の情報共有等を通し，必要な支援のための体制づくりが進みました。
- 生活支援体制整備事業と小地域福祉活動の推進を一体的に進めたことにより，直接住民の声を伺い，地域の社会資源の発掘や情報収集と福祉の理解者へのつながり作りができました。
- 民生委員・児童委員の定例会での関係機関による情報提供や事業所の窓口でのチラシ設置をするなど，随時福祉サービスの広報啓発を行ない，住民へ必要な情報を届けることができました。

#### （課題）

- 多くの住民が相談できるよう，身近な相談窓口や各種制度について継続したPRを行い，早期発見や早い段階での支援につなげられるような取組が必要です。また，窓口設置の工夫や，地域に向いて住民の声を直接伺うなど福祉ニーズを吸い上げることが必要です。
- 生活困窮や障害，疾病など多様な課題を抱え，地域から孤立している人への理解を深められるような啓発・周知の機会を作る必要があります。
- 多様化する世帯の課題に対応するため，家族構成に応じ横断的な支援をする必要があることから，関係機関の積極的な関わりが必要不可欠です。専門職の連携だけではなく，必要に応じて地域住民も含めた連携の必要があります。

## 具体的目標2 良質な福祉サービスの確保と選択できる環境整備

福祉サービスの満足度向上、苦情解決制度の広報・啓発、評価制度導入等を通じて、サービス利用者が適切にサービス選択及び利用ができるよう環境整備に努めました。

### 【推進項目】（主な取組）

- ① 社会福祉法人の定期指導監査<市>
- ② 社協だより等での苦情解決制度やサービス評価状況についての広報・啓発<市社協>
- ③ 介護サービス法人連絡協議会との訪問系研修会の開催<市社協>



### （成果）

- 社会福祉法人の定期監査を実施するとともに、法人監査についての各種研修での知識や技能の習得に努め、適正な監査体制の構築に取り組みました。
- 「介護サービス情報の公表」等の情報が得られるように広報啓発に努め、当事者にあった福祉サービスの選択の一助とすることができました。
- 介護サービス法人連絡協議会と連携してヒヤリハット事例研究による訪問系研修会を開催し、サービスの質の向上に繋げることができました。

### （課題）

- 苦情解決窓口がわからない方もいることから、今後も苦情解決制度に関する周知をする必要があります。
- 質の高い福祉サービスの確保のためには、利用者からのアンケート調査や自己評価・第三者評価の実施が不可欠であり、今後さらに利用者ニーズを的確に捉えたサービスの創出を促進していく必要があります。
- 誰もが理解できるよう多様な福祉サービスについて、わかりやすい表現や様々な方法を用いた情報提供が必要です。

### 具体的目標3 人権尊重と権利擁護

人権擁護制度・権利擁護制度の啓発を通じて、すべての市民の人権が尊重され、自分らしく生きる権利が保障されるまちづくりの推進に取り組んできました。

#### 【推進項目】（主な取組）

- ① 人権啓発活動地方委託事業〈市〉
- ② 社会を明るくする運動〈市〉
- ③ 権利擁護研修会、成年後見制度利用支援事業〈市〉
- ④ 日常生活自立支援事業（まもり一歩）〈市社協〉



#### （成果）

- 子どもや青少年を対象とした人権についての啓発活動を通し、参加した多くの市民に思いやりの心が育まれ、人権意識の高揚が図られました。
- DV※防止に関する研修会や、高齢者・障害者等の虐待防止に関する研修会及び成年後見制度研修会、児童虐待防止等に関する実務者会議等の開催により、権利擁護についての知識を有する方が増え、地域での支援体制の強化が図られました。
- 日常生活自立支援事業について、住民や関係者への事業説明や広報啓発を行い、事業についての理解を深めることができました。

#### （課題）

- 虐待防止及び虐待相談に関する周知を継続的に実施し、地域全体で虐待防止に努めるとともに、早期発見に繋がられるような地域や支援体制の整備が必要です。
- 成年後見制度利用促進に向け、行政や関係機関と連携した権利擁護の体制整備が必要です。
- 人権・権利擁護に関する継続的な広報活動が必要です。

#### ＜参考＞

DV（ドメスティック・バイオレンス）――

配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性行為の強要、物の破壊なども含む。男性から女性への場合が多い。

